

令和4年度第6回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

資料No.1-1	令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 (エフコープ生協労働組合)	1
資料No.1-2	令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 (福岡県労働組合総連合)	3
資料No.1-3	異議申出書 (平和・労働・人権 北九州共闘センター)	5
資料No.1-4	2022年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出 (福岡県医療労働組合連合会)	7

2022年8月19日

福岡地方最低賃金審議会
 会長 平木 真朗 殿
 福岡労働局長
 安達 栄 殿

エフコープ生協労働組合
 中央執行委員長 伊藤 秀紀

令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただき、また、今回の最低賃金改定にあたり、関係者各位のご努力に敬意を表します。

福岡地方最低賃金審議会は、2022年度福岡県最低賃金を870円から30円プラスして900円にする答申を行いました。しかし、今回の改定でも生活できる最低賃金とはなっていません。また、生活保護との比較においても意図的に最低賃金をより高く、生活保護水準をより低く見せかけるための操作が行われている疑義があり、福岡県最低賃金時間額900円の改定決定に対して以下のように異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額900円とすることに不服である。
2. 福岡県の最低賃金額を、早期に時間額1,000円以上とすることを求めるものではあるが、当面2022年度の改定にあたっては、Aランク地域との地域間格差是正のために福岡地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、Aランクの目安額31円を上回る32円以上の改定を求める。

[異議申出の主旨]

中央最低賃金審議会は、2022年度最低賃金額改定の目安について、意見の一致を見なかったとして「公益委員見解」によりA、Bランクが31円、C、Dランクが30円引き上げの目安額を答申しました。「公益委員見解」は、ここ数年低下してきた賃金引き上げの水準が反転していること、4月以降の消費者物価、とりわけ「基礎的支出項目」が大きく上昇していること、そのことで最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しくなっていると考えられること、企業利益についてもコロナ前の水準への回復が見られるなどとして、今回の目安額の答申を行いました。こうした「公益委員見解」の視点は、私たちが最低賃金の引き上げを求める根拠と同じだととらえています。しかし、地域間格差への配慮から地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させていくことで地域間格差が縮小したとしていると思われませんが、金額格差が拡大する目安額の答申は、地域間格差の是正を求める地方の思いをないがしろにするものです。最低賃金は、憲法25条や最低賃金法にもある通り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準であることが前提であり、現行の最低賃金水準が低すぎるのが大きな問題だといえます。最低賃金の審議に当たっては、まず最低賃金審議会が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる最低賃金の水準を明らかにし、「事業の支払い能力」を支えるために国に対して支援策を求めるのが本来のあり方だと考えます。したがって、最低賃金がセーフティーネットとして機能するためには大幅な引き上げが必要なことは言うまでもありません。そのことは、労働者・国民生活の向上を高め、経済の好循環を作り出し、中小企業の事業継続と雇用の維持・拡大につなげるため、大都市への労働力人口流失に歯止めをかけ、地域経済活性化にもつながること

福岡地方最低賃金審議会は、2022年度の福岡県最低賃金を目安通り30円引き上げて時間額900円とすることを答申しました。引き上げ額30円というのは、1978年に目安制度が始まって以来の最高額となっていますが、C、Dランクの多くの地方が目安額を上回る31～33円の改定を答申している状況を見れば、福岡地方最低賃金審議会が目安通りの改定を答申したことは、「自主性を発揮」した審議が行われたとは到底考えられません。時間額900円では、厚生労働省が算定基準としている月173.8時間働いたとしても月15万6,420円、年間187万7,040円にしかならず、働いてもまともな生活ができない「ワーキングプア」から抜け出すことはできません。さらに、一般労働者の平均的労働時間月150時間で計算すると、月13万5,000円、年間162万円にしかならず、憲法25条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことはできません。福岡県労連が実施した「最低生計費試算調査」では、福岡市で20代の若者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためには、時間額1,500円、月額23万円、年収280万円以上が必要という結果が出ています。この間全国で実施している同調査でも同様の結果が出ています。最低賃金の審議においては、公務員の憲法順守義務に基づき、前述したとおり国民の権利である「生存権」を保障することを前提とした審議・決定が必要であり、そのことから大幅な最低賃金の引き上げが必要なことは明らかです。

最低賃金法の定めにより、毎年の最低賃金決定にあたっては、生活保護水準との比較が行われています。福岡地方最低賃金審議会では、今年も令和2年度の比較において「最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった」としています。しかし、最低賃金との比較では、生活扶助基準は居住地ごとの人口加重平均の額が用いられており、平均値では、大都市の生活扶助基準よりも低い額となってしまいます。住宅扶助についても、住宅扶助ゼロなどの世帯を含む実績平均値で出すため、都市部の住宅扶助実績値よりも低くなってしまいます。さらに、医療扶助や介護扶助、教育扶助、勤労控除などが比較計算には入っていません。

一方、最低賃金の月額を出すために最低賃金審議会では、週40時間で祝祭日もGWも年末年始も休まずに1年間フルに働いた1カ月当たりの平均労働時間173.8時間が用いられており、実態とかけ離れた高い数値となっています。実際、福岡地方最低賃金審議会が使用した資料でも令和3年の福岡県一般労働者の平均所定内労働時間は150時間となっており、比較計算式で用いた最低賃金月額よりも低くなるのが実態です。また、生活保護には税金・社会保険料負担がないため、最低賃金から税金・社会保険料を引いた額を出すために、「可処分所得割合」という数値が使われています。この「可処分所得割合」は、もっとも最低賃金が低かった県の数値を用いて可処分所得比率が高くなるように見せかけています。このように最低賃金と生活保護の比較においては、実態とかけ離れた数値での比較が行われており、福岡地方最低賃金審議会として中央最低賃金審議会に対して、各地方の実態に即した基準数値を使っての比較とするように改めることを求めています。

以上の述べてきたように、エフコープ生協労働組合は、福岡県の最低賃金時間額1,000円以上への引き上げを求めつつも、今年度の改定については、福岡地方最低賃金審議会が自主性を発揮して目安額に縛られることなく、東京都との金額格差是正を進めるためにも30円を大きく上回る改定とすることを強く求めるものです。

以上

2022年8月23日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様
福岡労働局長
藤枝 茂 様
福岡労働局福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 様

福岡県労働組合総連合
議長 山下 和博

令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご尽力に敬意を表します。

8月12日、福岡地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の日安額30円のおり900円とする答申をおこないました。しかし、この改定額では、健康で文化的な生活が営めるとは言えず、労働者の安定した生活の水準とはいえず残念です。

「令和4年度福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記の通り異議を申し出ます。

記

1. 令和4年度の福岡県の最低賃金を1時間900円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金をAランク地域との格差是正のために、最低でも令和4年度Aランク地域の改定目安額31円以上とする、福岡県としての改定額を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

【異議申出の主旨】

福岡県労連や全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給1,500円・月額23万円・年収280万円程度が必要という調査結果が出ている。私たちはこうした調査結果を根拠として「全国一律最低賃金制度」を求めている。

福岡県ではないが、子育て世代の試算調査もおこなっており、30代夫婦と小学生・幼児の4人世帯の必要生計費試算結果は年間500万円後半になった。

私たちの求めている最低賃金1,500円はフルタイム勤務の場合で年額270~300万円に



なり、夫婦2人で働けば、義務教育世帯4人家族の生計費に近似する。最低賃金1500円は単身世帯だけではなく結婚し子どもを生み育てることがかろうじて可能となる最低限の水準ということである。

親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え子どもへの貧困の連鎖にもつながっており現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金1,500円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題である。

職業選択の自由で「あえて有期雇用やパート勤務など非正規雇用を選んだ」との見解があり、不安定雇用や低賃金は自己責任であるとの誤った見解がある。しかし、1980年代以降政治家は労働法制を改定し、大企業の求めに応じて正規雇用から雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきたため、政治家としての責任は免れない。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」であるが今日まで目的に沿うことがなく、最低賃金の改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていない。

「福岡県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と答申されているが、居住地・勤労控除・月の労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高くそして生活保護基準を低く見せるようになっている。そもそも、世界有数の経済大国である日本で、フルタイム勤務すれば、経済規模に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならない。

以上の主旨から、福岡県労働組合総連合は、改めて目安額31円以上の改定の審議、また時間給1,000円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給1,500円の早期実現にむけた審議を求めるものである。

以上

2022年 8月 25日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

異議申出書

平和・労働・人権

北九州共闘センター

議長 竹内 俊吉

所在地 北九州市門司区大里桃山町13

電話 (FAX) 093-381-6293

福岡地方最低賃金審議会は本年8月12日、福岡地方最低賃金を中央最低賃金審議会の目安通り「30円」引き上げて1時間900円とする答申を行いました。

今年の答申は、最低賃金の引き上げに伴って、中小企業・小規模事業者への諸条件の整備などが付帯決議で例年以上に強調されていることに、方向性としては評価できるものがあります。

ただし、急激な物価高のなかで、欧米諸国のように物価高を追い越す最低賃金の引き上げが必要であるのに対し、上げ幅が過去最高とはいえ、この程度の水準にとどまったことについては、多くの労働者の願いに背くものといわざるを得ません。

また、毎年のように指摘されている最高額と最低額、都市部と地方部の格差の是正という点においても、ほとんど努力が見られていないことも問題です。

この答申額では最低賃金法の目的に沿うものとはいえ、さらに物価高が進行することが予測されるなかで、労働者の生活困窮もいっそう厳しさを増すことは間違いありません。

つきましては「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にしたがって、下記の通り異議を申し出いたします。

記

- 1、本年の福岡県最低賃金を1時間900円とすることについて不服であることを表明します。
- 2、本年の福岡県最低賃金を1時間1500円以上とすることを求めます。
- 3、中央最低賃金審議会に対して「全国一律最低賃金」の本格的検討を付帯決議に追加することを求めます。

【異議申出の理由】

2022年度の物価の予想上昇率は2.6%といわれていますが、年内まで再値上げ、再々値上げも予測される中で、その上昇率で収まるものかどうか不透明であり、労働者の生活の維持・向上という観点からいえば、今後の物価値上げにも十分に耐えうる引上げ額であることが必要です。その意味からも今回の引き上げ額はまったく不十分であるといわざるを得ません。

また、憲法25条で示す「健康で文化的な生活を営む権利」の実現、最低賃金法の目的にうたう「労働者の生活の安定」や「国民経済の健全な発展に寄与」することにも程遠いものです。

労働団体と学者の共同による最低生計費調査においては、時給1500円以上は必要ということが導き出されていますが、労働者の生活実感からしても、この必要額は十分に理解できるものです。連合は「誰もが時給1000円」を主張し、野党の多くが「時給1500円」や、その



施」、あるいは「1000円以上」の目標を掲げていますが、要はこれらの声にどう応え、実現していくかが問われているのではないのでしょうか。

さて、中央最低賃金審議会は今回の目安額を、A・Bランクを31円、C・Dランクを30円としましたが、新聞によればC・Dランクの地方を中心に22道県が目安額を1～3円上回る引き上げを決めたと報道しています。物価高に対する生活防衛と都市部、地方部の格差是正という観点から、福岡地方においても、少なくとも、このような目安額を上回る答申がなされるべきであり、そのような努力がなぜ行われなかったのか、強く疑問に思うところです。

今年4月に発表された日本弁護士連合会の「金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」では、一律目安額の提示や、今年のような4段でなく2段の提示などの傾向が続いていることを受け、「全員協議会においては、地域間格差の拡大をもたらした目安制度がもはや機能不全に陥った現状を直視し、目安制度に変わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。」と大胆に提起しています。

「目安制度の在り方に関する全員協議会」は、こうした現状を受けてランク区分の見直し議論を越えて、全国一律制に大きく一步を踏み出すことが求められており、地方からも積極的にそれを後押しすることが必要です。福岡地方最低賃金審議会の今後におけるさらなる議論の深化と努力を求めます。

以上

2022年8月26日

福岡労働局長
安達 栄 様

福岡県医療労働組合連合会
委員長 原 正
住所 福岡市博多区博多駅南 1-7
BOIS 博多ビル
電話番号 092-401-2020

2022年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月12日、福岡地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を30円引き上げ、900円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるペースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の福岡県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連は全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は172円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

